ダイオキシン対策特別措置法施行令 別表第2(第一条関係)

最終改正: 平成 17 年 8 月 15 日政令第 277 号

 1 硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイは塩素化合物による漂白施設 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 	
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	<u> </u>
3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	设
4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限っ ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	る。) の用に供する焼成炉から発生する
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	设
7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。	。)の用に供する施設のうち、次に掲げ
るもの	
イ 硫酸濃縮施設	
ロ シクロヘキサン分離施設	
ハ 廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設の	のうち、次に掲げるもの
イ 水洗施設	
ロ 廃ガス洗浄施設	
9 四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のう	うち、次に掲げるもの
イ ろ過施設	
口 乾燥施設	
ハ 廃ガス洗浄施設	
10 二・三-ジクロロー・四-ナフトキノンの製造の用に供する施	設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設	
ロ 廃ガス洗浄施設	
11 八・十八—ジクロロ—五・十五—ジエチル—五・十五—ジヒドロシ	ブインドロ [三・二—b・・三'・二'—m]
トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ノ	いにおいて単に「ジオキサジンバイオレ
ット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げる	もの
イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設	
ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設	
ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設	
二 熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又	又は乾燥炉から発生するガスを処理する
施設のうち、次に掲げるもの	
イ 廃ガス洗浄施設	
ロ 湿式集じん施設	
13 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであ	あって、集じん機により集められたもの
からの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲	げるもの
イ 精製施設	
ロ 廃ガス洗浄施設	
ハ 湿式集じん施設	
14 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソ	
法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないもの	のに限る。)によるものを除く。)の用に
供する施設のうち、次に掲げるもの	
イ ろ過施設	
口精製施設	
ハ 廃ガス洗浄施設	
15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理す	
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は厚	発液を排出するもの
イ 廃ガス洗浄施設	
口湿式集じん施設	
26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 30 Report 16 Report	00 号) 第7条第12号の2及び第13号
に掲げる施設	
17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	
1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(フ	
境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のう	ち、次に掲げるもの

	イ プラズマ反応施設
	ロ 廃ガス洗浄施設
	ハ湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理
	するものに限る。)
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第 1 号から第 17
	号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに
	限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)